

葛飾区シルバーピア住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月27日

葛飾区長

葛飾区条例第12号

葛飾区シルバーピア住宅条例の一部を改正する条例

葛飾区シルバーピア住宅条例（平成9年葛飾区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「。以下「令」という。」を削る。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条第1項中「前条並びに」を削り、「という。）」の次に「第8条、」を加える。

第8条中「、第8条」を削る。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。